

埼玉県立高等学校体育館へのエアコン設置充実を求める意見書

近年の気温上昇により、夏の気温が35度を超える日も珍しくなくなっている。教育現場においても従前にも増して暑さ対策が求められ、実際に講じられている事例も見られる。

しかし、残念なことに埼玉県の県立高等学校における体育館の空調設備設置率は、137校中8校にとどまり、わずか5.8%という状況である。

気温上昇を理由に夏の体育の授業は大きな制約を受けています。プールを利用しての水泳授業も水温の上昇により減少し、代替として体育館を使用した際にも、気温が外気温に大きく左右されるため、十分な活動が行えない事例が見られる。さらに、部活動においても熱中症の危険性や練習時間の制約があり、生徒の活動が制限されている現状がある。

また、体育館は災害時に指定避難所としての役割も担っている。近年の激甚化する災害に際し、地域住民が避難生活を送る場としても、夏季に空調が整っていない現状は、避難者の健康を脅かし、熱中症の二次被害を招きかねない。地域防災拠点としての役割を考えても、現状は到底十分とは言えない状況である。

少子化により今後生徒数の減少は避けられませんが、県立高等学校体育館における空調設備の充実は、教育環境の平等性確保、生徒や学校関係者の安心・安全、さらには避難所利用者の命を守るために極めて重要である。

よって、本市議会は県立高等学校体育館へのエアコン設置の充実を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

所沢市議会

提出先

埼玉県知事

埼玉県教育委員会教育長